

改正

昭和50年 3 月31日 条例第27号
昭和50年 7 月 9 日 条例第40号
昭和51年 3 月30日 条例第10号
昭和52年 3 月31日 条例第13号
昭和52年12月22日 条例第40号
昭和53年10月20日 条例第35号
昭和54年 3 月29日 条例第14号
昭和55年 3 月29日 条例第12号
昭和57年 3 月30日 条例第 7 号
昭和61年12月25日 条例第36号
昭和62年 7 月17日 条例第34号
平成元年 3 月31日 条例第 8 号
平成 4 年 3 月31日 条例第30号
平成 6 年 7 月22日 条例第24号
平成 8 年 5 月31日 条例第18号
平成 9 年 5 月30日 条例第21号
平成 9 年10月 3 日 条例第26号
平成10年 1 月26日 条例第 1 号
平成11年 7 月 9 日 条例第22号
平成12年 3 月 7 日 条例第 1 号
平成14年 3 月30日 条例第11号
平成15年10月 9 日 条例第29号
平成16年 3 月25日 条例第19号
平成17年 7 月26日 条例第39号
平成19年 6 月15日 条例第32号
平成20年 2 月 1 日 条例第 1 号
平成22年 7 月 2 日 条例第28号
平成24年10月29日 条例第71号
平成26年 3 月31日 条例第11号
平成29年 3 月31日 条例第11号
平成31年 3 月29日 条例第 5 号
令和 6 年 3 月29日 条例第25号
令和 7 年 7 月 2 日 条例第34号

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県の管理する空港の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県に、次の表のとおり空港を設置する。

名称	位置
伊江島空港	伊江村
栗国空港	栗国村
久米島空港	久米島町
慶良間空港	座間味村
宮古空港	宮古島市
下地島空港	宮古島市
多良間空港	多良間村
石垣空港	石垣市
波照間空港	竹富町
与那国空港	与那国町
北大東空港	北大東村
南大東空港	南大東村

(運用時間)

第3条 空港の運用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

名称	運用時間
伊江島空港	9時から17時まで
栗国空港	8時から18時まで
久米島空港	8時から19時30分まで
慶良間空港	8時から18時まで
宮古空港	8時から21時まで
下地島空港	8時から19時30分まで
多良間空港	8時から18時まで
石垣空港	8時から21時まで
波照間空港	8時から18時まで
与那国空港	8時から19時30分まで
北大東空港	8時から18時まで
南大東空港	8時から18時まで

2 空港の運用時間外に航空機の離着陸のため空港の施設を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けて、空港を使用する者は、空港の施設の点検等を行い、当該施設が離着陸に支障がないことを自ら確認しなければならない。

(航空機による施設の使用)

第4条 航空機の離着陸又は停留のため空港の施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、使用者に対し、航空機の停留その他について必要な指示をすることができる。

(重量制限)

第5条 使用者は、航空機の重量（最大離陸重量をいう。以下同じ。）の換算単車輪荷重が、下地島空港にあつては35トン以上、宮古空港、石垣空港及び久米島空港にあつては31.5トン以上、与那国空港にあつては18.3トン以上、伊江島空港、多良間空港、南大東空港及び北大東空港にあつては8.5トン以上、粟国空港及び波照間空港にあつては3トン以上、慶良間空港にあつては2.5トン以上となる場合は、空港の施設を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する換算単車輪荷重は、当該航空機の重量に、それぞれ次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる換算係数を乗じて算出するものとする。

- (1) 主脚が単車輪の場合 0.45
- (2) 主脚が複車輪の場合 0.35
- (3) 主脚が複々車輪の場合 0.22

(停留等の制限)

第6条 使用者は、知事の定める区域以外の場所において、航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。

(給油作業等に関する制限)

第7条 空港において航空機の給油又は排油を行う者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 給油装置又は排油装置が不完全な状態にある場合に給油又は排油を行うこと。
- (2) 発動機が運転中又は加熱状態にある場合に給油又は排油を行うこと。
- (3) 必要な危険予防措置を講じてある場合を除き、旅客が航空機内にいる場合に給油又は排油を行うこと。
- (4) 給油又は排油中の航空機の無線設備又は電気設備を操作し、その他静電火花放電を起すおそれのある物件を使用すること。

(入場の制限)

第8条 空港に入場しようとする者は、知事に申し出て入場票の交付を受けなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

- (1) 航空機乗組員及び旅客
- (2) 空港に勤務する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に承認した者

2 知事は、混雑の予防その他空港管理上必要があると認める場合は、空港に入場することを制限することができる。

(制限区域)

第9条 着陸帯、誘導路、エプロンその他知事が標示する区域（以下「制限区域」という。）には、前条第1項各号に掲げる者を除き、立ち入ってはならない。

(車両の使用及び取扱いの制限)

第10条 空港において車両の使用又は取扱いをする者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 制限区域内で車両を運転すること。
- (2) 知事が定める場所以外の場所において駐車し、又は車両の修理若しくは清掃をすること。

(禁止行為)

第11条 空港においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 標札、標識、芝生その他空港の施設を毀損し、又は汚損すること。

- (2) 知事の許可を受けないで爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。
- (3) 知事の許可を受けないで知事が定める場所以外の場所に可燃性の液体ガスその他これに類する物件を保管し、又は貯蔵すること（所定の容器に入れて機内に保管する場合を除く。）
- (4) 知事の許可を受けないで裸火を使用すること。
- (5) 知事が禁止する場所において喫煙すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、知事が空港の機能を損なうおそれがあると認める行為をすること。

（工作物の設置等の許可）

第12条 空港内に工作物を設置し、又は空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該工作物を増築し、改築し、移転し、若しくは当該工作物の用途を変更し、又は土地等の使用目的を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の許可をする場合には、空港管理上必要な条件を付することができる。

（空港内営業の許可）

第13条 空港内で営業しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により営業の許可を受けた者（以下「営業者」という。）は、当該営業を休止し、又は廃止しようとするときは、知事に届け出なければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の許可について準用する。

（許可の取消し等）

第14条 知事は、第12条の規定により工作物の設置若しくは土地等の使用の許可を受けた者（以下「工作物設置者等」という。）又は営業者が、この条例の規定に違反したとき若しくは許可の条件に従わなかったとき又は知事が空港管理上特に必要があると認めるときは、許可を取り消し、使用を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

（使用状況の検査等）

第15条 知事は、空港管理上必要があると認める場合は、工作物設置者等又は営業者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をして施設の状況若しくは経営の状態について検査させることができる。

（原状回復）

第16条 工作物設置者等は、当該工作物の用途を廃止したとき若しくは当該土地等の使用を終えたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（違反者に対する措置）

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項又は第5条の規定に違反して空港の施設を使用した者
- (2) 第4条第2項に規定する知事の指示に従わなかった者
- (3) 第6条の規定に違反して航空機を停留させ、又は旅客を乗降させ、若しくは貨物を積卸した者
- (4) 第7条の規定に違反して給油作業等を行つた者
- (5) 第8条の規定に違反して入場した者
- (6) 第9条の規定に違反して制限区域に立ち入つた者
- (7) 第10条の規定に違反して車両を使用し、又は取り扱つた者
- (8) 第11条の規定に違反して禁止行為を行つた者

(9) 第12条第1項の規定に違反して工作物を設置し、又は土地等を使用した者

(10) 第13条の規定に違反して営業を行つた者

(着陸料等及び操縦練習使用料の納付)

第18条 使用者（次項に規定する空港の施設を使用しようとする者を除く。）は、別表第1の規定により計算して得た着陸料、停留料又は夜間照明料（以下「着陸料等」という。）の額を納付しなければならない。ただし、停留料は、航空機の停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。

2 下地島空港において航空機の操縦練習のため空港の施設を使用しようとする者は、前項に規定する着陸料、停留料及び夜間照明料の合計額を超えない範囲内で規則で定める操縦練習使用料を納付しなければならない。

(土地又は建物の使用料の納付)

第19条 空港内の土地又は建物を使用する者は、別表第2に定める額を基準として知事が定める使用料を納付しなければならない。

(指定駐車場)

第20条 宮古空港及び石垣空港の駐車場のうち、知事が指定するもの（以下「指定駐車場」という。）を利用する者は、別表第3に定める駐車料を納付しなければならない。ただし、利用の時間が30分未満である場合は、徴収しない。

2 指定駐車場の供用時間は、0時から24時までとする。ただし、入場し、又は出場することのできる時間（以下「入出場時間」という。）は、規則で定める時間とする。

(定期駐車券による駐車)

第21条 知事は、指定駐車場の利用について、規則で定めるところにより、定期駐車券を発行することができる。

(着陸料等、使用料又は駐車料の減免)

第22条 知事は、公益上必要があると認めるときは、着陸料等、使用料又は駐車料を減免することができる。

(事務処理の特例)

第23条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる空港に係る同表の右欄に掲げるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ当該空港の所在市町村が処理することとする。

名称	事務
伊江島空港 粟国空港 久米島空港 慶良間空港 多良間空港 波照間空港 与那国空港 北大東空港 南大東空港	1 第3条第2項に規定する許可に関する事務（国の機関に対する許可に関する事務を除く。） 2 第4条第1項の規定による届出の受理に関する事務（国の機関の届出の受理に関する事務を除く。） 3 第4条第2項の規定による指示に関する事務（国の機関に対する指示に関する事務を除く。） 4 第5条第1項に規定する重量制限に関する事務（国の機関に対する重量制限に関する事務を除く。） 5 第6条に規定する区域を定める事務 6 第8条第1項に規定する入場票の交付に関する事務 7 第8条第2項に規定する入場の制限に関する事務 8 第10条に規定する車両の使用及び取扱いの制限に関する事務

	9 第11条に規定する許可、禁止等に関する事務 10 第17条に規定する違反者に対する措置に関する事務 11 1 から10までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの
宮古空港 石垣空港	1 第3条第2項に規定する許可に関する事務（国の機関に対する許可に関する事務を除く。） 2 第4条第1項の規定による届出の受理に関する事務（国の機関の届出の受理に関する事務を除く。） 3 第4条第2項の規定による指示に関する事務（国の機関に対する指示に関する事務を除く。） 4 第5条第1項に規定する重量制限に関する事務（国の機関に対する重量制限に関する事務を除く。） 5 第6条に規定する区域を定める事務 6 第8条第1項に規定する入場票の交付に関する事務 7 第8条第2項に規定する入場の制限に関する事務 8 第10条に規定する車両の使用及び取扱いの制限に関する事務 9 第11条に規定する許可、禁止等に関する事務 10 第17条に規定する違反者に対する措置に関する事務 11 第20条に規定する駐車料の徴収に関する事務 12 1 から11までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

（罰則）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- （1） 第15条の規定による報告を怠たり、又は調査を拒んだ者
- （2） 第17条の規定による制止、退去、原状回復その他措置命令に従わなかつた者

第25条 詐欺その他不正の行為によつて着陸料等又は使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた着陸料等又は使用料の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（規則への委任）

第26条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、伊江島空港の運用時間は、当分の間、次のとおりとする。
 - （1） 土曜日 12時15分から16時45分まで
 - （2） 日曜日 9時15分から16時45分まで
- 3 第3条第1項の規定にかかわらず、下地島空港の運用時間は、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年沖縄県条例第14号）の施行の日（以下この項において「施行の日」という。）から昭和55年9月30日までに限り、次のとおりとする。
 - （1） 施行の日から昭和54年10月31日まで及び昭和55年4月1日から同年9月30日まで 6時30分から14時30分まで
 - （2） 昭和54年11月1日から昭和55年3月31日まで 7時から15時まで

4 別表第1の第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、航空機の普通着陸料及び特別着陸料は、当分の間、次の表のとおりとする。

区分		着陸料
普通着陸料	航空機の重量が15トン以下の航空機	0円
	航空機の重量が15トンを超える航空機	別表第1の第1項第1号の規定により計算して得た額の20パーセントに相当する額
特別着陸料		別表第1の第1項第2号の規定により計算して得た額の30パーセントに相当する額

附 則（昭和50年3月31日条例第27号）

改正

昭和51年3月30日条例第10号

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和50年6月規則第37号で、同50年6月30日から施行）

附 則（昭和50年7月9日条例第40号）

この条例は、公布の日から起算して30日をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和50年7月規則第45号で、同50年8月1日から施行）

附 則（昭和51年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和51年4月規則第13号で、同51年4月24日から施行）

附 則（昭和52年3月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和52年4月規則第15号で、同52年5月1日から施行）

附 則（昭和52年12月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和53年3月規則第7号で、同53年3月21日から施行）

附 則（昭和53年10月20日条例第35号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和53年11月規則第59号で、同53年12月1日から施行）

附 則（昭和54年3月29日条例第14号抄）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（下地島空港に関する規定を除いた部分は、昭和54年5月規則第26号で、同54年6月1日から施行、下地島空港に関する規定の部分は、同54年6月規則第28号で、同54年6月28日から施行）

附 則（昭和55年3月29日条例第12号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和55年4月規則第17号で、同55年5月1日から施行）

附 則（昭和57年3月30日条例第7号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月25日条例第36号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和62年2月規則第6号で、同62年2月12日から施行)

附 則 (昭和62年7月17日条例第34号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(昭和62年8月規則第35号で、同62年9月1日から施行)

附 則 (平成元年3月31日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成4年3月31日条例第30号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成4年6月規則第36号で、同4年6月26日から施行)

附 則 (平成6年7月22日条例第24号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成6年11月規則第59号で、同6年11月10日から施行)

附 則 (平成8年5月31日条例第18号)

この条例は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
ただし、別表第1の改正規定は、平成9年6月1日から施行する。

(第3条第1項の表及び第5条第1項の改正規定は、平成9年7月規則第44号で、同9年7月18日から施行、附則第4項の改正規定は、同9年9月規則第50号で、同9年10月1日から施行)

附 則 (平成9年10月3日条例第26号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成9年10月規則第53号で、同9年10月9日から施行)

附 則 (平成10年1月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成10年1月規則第3号で、同10年2月1日から施行)

附 則 (平成11年7月9日条例第22号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成11年7月規則第55号で、同11年7月15日から施行)

附 則 (平成12年3月7日条例第1号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月30日条例第11号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年10月9日条例第29号)

この条例は、平成15年10月10日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成16年6月規則第44号で、同16年7月8日から施行)

附 則 (平成17年7月26日条例第39号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年 6 月15日条例第32号）

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成19年 6 月規則第71号で、同19年 7 月 5 日から施行）

附 則（平成20年 2 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成20年 3 月規則第 7 号で、同20年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成22年 7 月 2 日条例第28号）

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成22年 7 月規則第36号で、同22年 8 月 2 日から施行）

附 則（平成24年10月29日条例第71号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成25年 2 月規則第 4 号で、同25年 3 月 7 日から施行）

附 則（平成26年 3 月31日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日条例第11号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料について適用し、同日前に徴収し、又は納めるべき使用料、採取料、占用料、着陸料等及び駐車料については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和 6 年 3 月規則第26号で、同年 5 月 1 日から施行）

附 則（令和 7 年 7 月 2 日条例第34号）

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和 7 年 7 月規則第46号で、同年 8 月 7 日から施行）

別表第 1（第18条関係）

1 着陸料

着陸料は、ターボジェット発動機を装備する航空機（以下この項において「ターボジェット機」という。）以外の航空機にあつては第 1 号の普通着陸料、ターボジェット機にあつては第 1 号の普通着陸料に第 2 号の特別着陸料を加算したものとする。

（1）普通着陸料

着陸 1 回ごとに航空機の重量をそれぞれ次のように区分して順次に計算して得た金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

- ア 1 トン以下の重量については当該重量に対し 350円
- イ 1 トンを超え 6 トン以下の重量については当該重量に対し 350円
- ウ 6 トンを超え25トン以下の重量については 1 トンにつき 500円
- エ 25 トンを超え100トン以下の重量については 1 トンにつき 760円
- オ 100 トンを超える重量については 1 トンにつき 840円

（2）特別着陸料

着陸 1 回ごとに次のア及びイの金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

- ア 航空機の重量（トンによるものとする。）に290円を乗じて得た金額
- イ 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値（当該騒音値のない航空機にあつては、当該航空機について、その製造国の政府機関が公表しているこれに準ずる騒音値）を相加平均して得た値（1 E P Nデシベル未満の端数があるときは、当該端数は1 E P Nデシベルとする。）から83を減じた値に1,630円を乗じて得た金額

2 停留料

停留料は、6 時間以上空港に停留する航空機について空港における停留時間24時間（24時間未満は、24時間として計算する。）ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各号に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額に100分の110を乗じて得た額（国際航空に従事する航空機にあつては、100分の110を乗ずる前の合計額）とする。

（1）23トン以下の航空機

- ア 3 トン以下の重量については、当該重量に対し 810円
- イ 3 トンを超え 6 トン以下の重量については、当該重量に対し 810円
- ウ 6 トンを超え23トン以下の重量については、1 トンにつき 30円

（2）23 トンを超える航空機

- ア 25 トン以下の重量については、1 トンにつき 90円
- イ 25 トンを超え100トン以下の重量については、1 トンにつき 80円
- ウ 100 トンを超える重量については、1 トンにつき 70円

3 夜間照明料

夜間照明料は、夜間に着陸し、又は離陸する航空機について、着陸又は離陸 1 回ごとに第 1 項第 1 号の規定により計算して得た金額の 5 パーセントに相当する金額とする。

備考

- 1 航空機の重量に 1 トン未満の端数があるときは、当該端数部分を 1 トンとして計算する。
- 2 夜間とは 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間については19時から翌日の 5 時まで、10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間については17時から翌日の 7 時までをいう。

- 3 国際航空に従事する航空機とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する航空機をいう。

別表第2（第19条関係）

- 1 土地の使用1平方メートルにつき 月額 15円

ただし、使用が次に掲げる場合は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 電柱 支柱等を設置する場合1本につき 年額 100円

- (2) 水道管、ガス管等を設置する場合1メートルにつき 年額 5円

- 2 建物の使用1平方メートルにつき 月額 220円

備考

- 1 使用料が月額で定められているものについて、使用期間が1月に満たないときはその全期間を、使用期間に1月未満の端数があるときはその端数部分を日割として計算する。
- 2 使用料が年額で定められているものについて、使用期間が1年に満たないときはその全期間を、使用期間に1年未満の端数があるときはその端数部分を月割として計算する。この場合において、1月未満の日数は、1月とする。
- 3 使用面積が1平方メートルに満たないときは1平方メートルとし、使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときはその端数部分を1平方メートルとして計算する。
- 4 延長が1メートルに満たないときは1メートルとし、延長に1メートルに満たない端数があるときはその端数部分を1メートルとして計算する。
- 5 1件の使用料の額が50円に満たないものは、50円とする。

別表第3（第20条関係）

区分	駐車料
普通駐車	1 入場から24時間までの駐車の場合 1台1時間までは100円、1時間を超える1時間までごとに100円とし、9時間を超えて24時間までは1,000円 2 24時間を超える駐車の場合 24時間ごとに1により算出された額を加算した額
定期駐車券による駐車（入出場時間に限る。）	1台1月につき 3,100円

備考

定期駐車券による駐車の場合において、入出場時間外に駐車したときは、指定駐車場から出場する際に、1台1泊につき900円を徴収するものとする。